

感染症法第36条の6第2項に基づく公表（2024年5月1日時点） 【宿泊施設】

対応時期 (目途)	流行初期 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内)		流行初期期間経過後 (新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	
	施設数	居室数	施設数	居室数
対応の内容 (確保する宿泊施設数、居室数)	7施設	1,389室	12施設	2,706室